K Y K グ ル ー プ カスタマーハラスメントに対する行動指針

目的

KYKグループでは、「心と味でおもてなし」の経営理念のもと、いかなる時もいかにお客様に喜んでいただけるかを考え、日々業務に取り組んでおります。

これからも継続して経営理念を実現し、お客様に喜んでいただく為には、従業員1人ひとりが、心身ともに健康で、安心して働ける環境を整えることも必要と考えております。

そこでこの度、KYKグループの職場環境を良くする事により、今まで以上にお客様に喜んでいただくことを目的として「カスタマーハラスメントに対する行動指針」を作成いたしました。

対象となる行為

お客様等からのクレームには、商品やサービス等への改善を求める正当なクレームがある一方で、 不当な言いがかりや過剰要求等の悪質なクレームもございます。当社では当該要求を実現するため の手段等が社会通念上不相応なものであり、かつ従業員の職場環境が害されるものをカスタマーハ ラスメントであると考えています。

具体的には、厚生労働省「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を参考に以下のようなものがカスタマーハラスメントであると考えておりますが、記載は例示であり、これらに限られるという意味ではございません。

言動

- •暴力行為
- ・誹謗、中傷、名誉を棄損する行為(SNSなど含む)
- ・侮辱、人格を傷つける行為
- ・恫喝、罵声、暴言などによる威嚇や脅迫
- ・SNSやマスコミへの暴露をほのめかす脅し

過剰要求

- ・合理的理由のない謝罪、金銭支払いその他の不当な要求
- ・従業員に関する懲戒処分等の社内処罰の要求
- 社会通念上相当な程度を超えた、サービス提供の要求
- ・同様の内容を繰り返す要求

時間的 場所的拘束

- ・合理性のない長時間の拘束、業務時間外の拘束(応対要求)
- ・合理的理由のない場所への呼び出し

その他の言動

- ・プライバシーを侵害する行為
- ・セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為
- その他当社がカスタマーハラスメントに該当すると判断した一切の行為

カスタマーハラスメントへの対応

社内対応

- ・カスタマーハラスメントの被害にあった従業員のケアを最優先し、最大限のケアに努めます。
- ・より適切な対応を実施するために外部専門家(産業医等)と連携します。
- ・カスタマーハラスメントに関する相談窓口を設置します。
- ・録音・録画・対応記録・時間の計測など検証可能な証拠を収集し、悪質性が高いと疑われる場合には、単独での対応をせず複数名で対応します。

社外対応

- ・カスタマーハラスメントが発生しないよう、丁寧な接客・サービスに努めます。
- ・お客様とのより良い関係の再構築に努めます。
- ・カスタマーハラスメントに屈することなく合理的・理性的な話し合いを求めます。
- ・悪質なカスタマーハラスメントを行われる場合は、誠に残念ながら予告なく対応を中止し、 サービスをお断りさせていただくこともございます。

お願い

私たちはこれからも、お客様にご満足・感動いただくことにより、より豊かな食文化の発展に貢献していきたいと考えております。 本指針をもとにお客様のご要望実現、課題解決に尽力してまいりますので、引き続きご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

制定 : 2024年7月1日 K Y K グ ル ー プ 代表取締役社長 曲田 健司 (株式会社曲田商店) (株式会社デリカ松崎) (松崎食産株式会社)